

外形標準課税の問題点と企業行動に及ぼす影響について

The impact on the issues and corporate behavior of pro forma standard taxation

林 智子

1. はじめに

日本の企業に課される主な税金には、国が課税主体である「法人税」（国税）と都道府県や市町村の地方自治体が課税主体である「法人住民税」そして「法人事業税」（地方税）がある。これらは、いずれも法人の所得に課税される。

我が国の現在の財政の状況を見ると、超高齢社会において現役世代の個人所得に基づく所得税が減少する中で、国と共に地方も財政状況は非常に厳しく、地方の歳入に占める地方税の収入の割合は3分の1前後に留まっている状況である。そのため、各地方自治体は、税収不足を国からの地方交付税などに依存している。しかし、地方自治の観点からは、地方の歳入不足は各地方自治体で確保することが重要になる。

このような歳入確保の課題から、企業課税の重要性が注目されてきた。同時に、法人事業税や法人住民税の所得割については、これまで欠損法人には課税されないなど、税負担の公平性が欠如していると議論されてきたことも含め、事業税に外形標準課税の導入が求められた。そして、長年にわたり議論が行われた結果、受益と負担の明確化の観点から地方税原則の応益課税を実現する目的で、平成15年度税制改正において、資本金1億円超の法人を対象として外形標準課税制度が創設された。そして、平成16年度（2004年）から外形標準課税の導入が実施されることとなり、その後、その適用は拡大している。

本稿は、外形標準課税が拡大するなかで、外形標準課税の問題点と企業行動に及ぼす影響について考察することを目的とする¹⁾。

2. 事業税改革における外形標準課税導入について

地方税の企業課税には、国税の法人税に付加する形で法人住民税の法人税割、そして法人事業税がある。法人住民税は、道府県と市町村の自治体別に課税され「道府県民税」と「市町村民税」となり、さらに、課税基準により均等割と法人税割に区分される。均等割の趣旨は、法人等に地域社会の維持費を分担する会費としての意味合いを持ち、資本金や従業員数により税率を設けている。一方、法人住民税の法人税割は、国税の法人税が法人の所得に法人税率を乗じて計算されることに依り、その法人税額を課税標準として課税される。法人税の付加税である。

地方税の法人事業税も、法人の所得を課税標準とする都道府県税である。都道府県に、事務所または事業所を設けて事業を行う法人が都道府県に納税する。ただし、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業は、各事業年度の収入金額に課税される。法人事業税は、法人の事業活動が都道府県の行政サービスから受益を受けて行われている点に着目して、それら行政サービスの経費を分担させるために課税される応益課税である。そして、収益活動を行っていることに担税力を見出し、課税標準は、収益活動に担税力を反映されるものとなる。

この法人住民税の法人税割と法人事業税は法人2税と呼ばれ、地方自治体の重要な財源となっている。しかし、これら法人税、法人事業税、法人住民税の法人税割の税目は、景気の低迷などにより法人の所得が減少すると、いずれの税目も税額が低下し地方税収も減少することになる。そのため、地方税収を安定的に確保する為に法人事業税は、平成16年（2004年）4月以降の開始事業年度から資本金1億円超の法人については、外形標準課税制度が採用されることになった。

外形標準課税の導入の趣旨は、平成14年に発表された政府税制調査会の「あるべき税制の実現に向けた基本方針」によれば、「税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化、経済構造改革の推進」が挙げられている。

一方で、日本の法人税については、企業の国際競争の影響などにより、国内外から法人税率の高さが指摘され、その引き下げが要請されてきた。そのため、図1に示すように、平成元年（1987年）には40%であった法人税率が段階的に引き

下げられ平成27年（2015年）には23.9%まで低下した。さらに、法人税の税率については段階的に引き下げられる予定で、平成28年度税制改正では、「平成28年4月1日以後に開始する事業年度については23.4%とし、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、23.2%とする」としてさらなる引き下げが予定されている。

このような法人税率の引き下げは、国税収入の法人税の減少に直結する。その上、所得が課税標準となる税目であるため、所得のない赤字法人の場合は、課税されず税額はゼロとなる。そのため、法人の所得が課税標準である法人事業税、そして、法人税額に税率を掛けて計算する法人住民税の法人税割も欠損法人の場合には、課税されないことになる。そのため、国税だけでなく地方自治体の税収も減少し、財源確保の必要性が生じてくる。

法人の状況を国税庁の統計から見ると、平成25年度分の法人数は259万5,903社で、そのうち、利益計上法人が82万3,136社、欠損法人が176万2,596社で、欠損法人の割合は68.2%にまで上っている。つまり約7割の法人が課税されない状況である。これは、税負担の公平性の観点から問題であると指摘されてきたところである。法人住民税の法人税割や法人事業税は、その事業を行う法人が、事業活動を行うにあたって道路・港湾など公共施設を利用するなど行政サービスを享受していることから、その必要な経費を一部負担すべきであるとの応益課税の考え方にに基づき課税されるものである。そのため、赤字法人も事業活動を行うことから事業規模に応じて受益に応じた税負担を求めることが税負担の公平であると議論されてきた。一方で赤字企業にとっては課税されると負担が重くなる。

平成12年（2000年）の政府税制調査会の答申では、都道府県の基幹税目である法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な税源の確保と応益課税としての税の性格の明確化の促進等の重要な意義を有する改革であるため、外形標準課税については、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要と記述された。さらに、平成14年度の政府税制調査会では、「外形標準課税については、厳しい景気の状態を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導

入すべきである。」との答申がまとめられ、平成16年度（2004年）から外形標準課税が導入されることとなった。

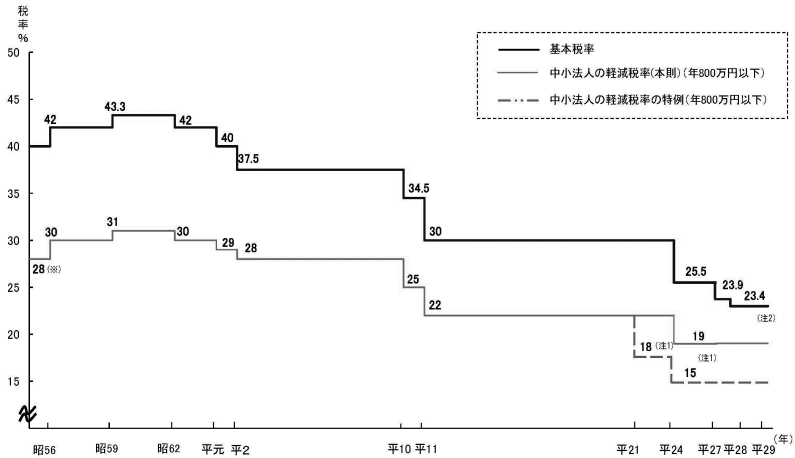


図1 法人税率の推移

(注1) 中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(注2) 基本税率について、平成30年4月1日以後開始する事業年度は23.2%。

(※) 昭和56年4月1日前に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

出所：財務省データ参照。

3. 外形標準課税の概要

3.1 外形標準課税の仕組み

外形標準課税とは、従来の法人事業税が法人の所得にのみ課税される（法人事業税額＝所得×法人事業税率）のに代わり、法人の事業活動の規模を外的に示す基準によって法人事業税を課すものである。すなわち法人事業税を、所得を課税標準とする「所得割」と、付加価値額を課税標準とする「付加価値割」、及び、資本金等の額を課税標準とする「資本割」に分けて課税し、これらの金額を合算して税額を求める仕組みである。図2に示すように、外形標準課税導入当時の外形基準は、課税標準である所得の四分の一の割合とし、四分の三は所得課税とな

るように設計された。そして、所得の四分の一の範囲を外形標準化し、その中で、付加価値割と資本割を2対1として、付加価値割の税率を0.48%、資本割の税率を0.2%とした。

「所得割」は、各事業年度の所得に標準税率を乗じて求める。

「付加価値割」の課税標準である付加価値額は、各事業年度の収益配当額と各事業年度の単年度損益との合計額により求める。収益配当額とは、報酬給与額（給料、賞与、手当、退職金等の合計額）と純支払利子（支払利子から受取利子を除いた額）および、純支払賃貸料（土地、家屋にかかる支払賃貸料から受取賃貸料を除いた額）を合算したものである。

単年度損益は、繰越欠損金控除前の税法上の所得で、欠損が生じている場合には収益配当額（単年度損益を除く報酬給与額と純支払利子と純支払賃貸料）から欠損金額を控除する。

付加価値割 ⇒ 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃貸料 + 単年度損益

なお、報酬給与額のうち、収益配当額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃貸料)全体の70%を超える部分がある場合には、その超える額を収益配分額から控除する「雇用安定控除の特例」が設けられている。これは、外形標準課税が雇用に悪影響を及ぼすという批判に対応してこうじられた措置である。

「資本割」は、課税標準は各事業年度の終了の日における資本の金額または出資金額と資本積立金額との合計である。ただし、これら資本金等の額が1000億円を超える法人については資本金等の額を次のように圧縮することができる。資本金等が1000億円超5000億円以下の部分は50%に、5000億円超1兆円以下の部分は25%に資本規模に応じて課税ベースが圧縮される。そして、1兆円を超える場合には、資本金等の金額を1兆円として計算することができる課税標準不算入の特例措置がそれぞれ講じられている。

また、一定の持株会社（発行済み株式総数の50%超を保有する子会社の株式の価額が、総資産の額の50%を超える法人）については、総資産に占める子会社株

式の割合分を課税標準である資本等の金額から控除する特例措置がある。

税率については、先に述べたように付加価値割は0.48%、資本割は0.2%で導入された。

対象法人は、資本金または出資金額が1億円を超える法人が対象である。

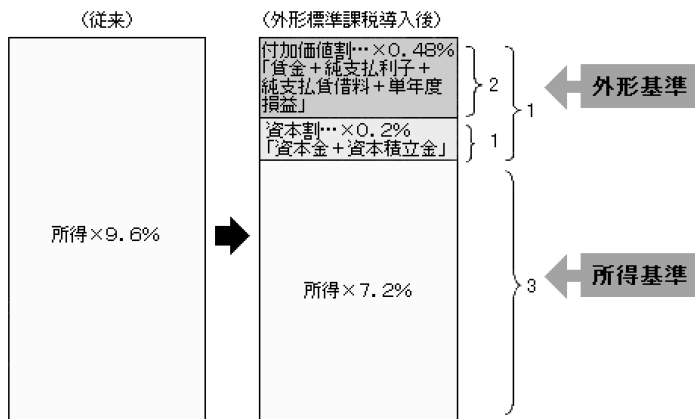


図2 法人事業税の外形標準課税化

3.2 外形標準課税の拡大

法人事業税の所得割の税率は、表1、図3に示すように外形標準課税導入以前には所得に9.6%で課税されていた。平成16年（2004年）外形標準課税の導入に伴い所得割については、所得に係る法人事業税率が9.6%から7.2%に引き下げられた。

そして、外形標準課税制度が平成16年4月1日に施行されてから10年が経過し、平成27年度(2015年度)税制改正においては、所得割の税率がさらに引き下げられ6.0%になるに伴い、外形基準部分の税率が上昇し、外形標準課税が拡大されている。

その背景には、先の図1で見たように、法人税改革により法人税率の引き下げがある。平成27年度税制改正においては、法人税率が23.9%にまで引き下げられたため、その影響による法人税の減収分を補う形で、法人事業税の外形標準課税が拡大された。図3に示すように、外形標準課税の外形基準の範囲は、平成16年

導入当時は、1/4であったが、平成27年（2015年）には3/8に、平成28年（2016年）には1/2に増大された。付加価値割の税率も0.48%で導入されてから平成27年4月以降には0.72%、平成28年4月以降には0.96%に引き上げられている。資本割についても、0.2%で導入されてから平成27年4月以降には0.3%に、平成28年4月以降には0.4%に引き上げられている。一方で、所得割の税率については、法人税率の引き下げに合わせ、導入当時は9.6%であるが、平成27年4月以降には6.0%に、平成28年4月以降には4.8%に低下している。

さらに、平成28年度税制改正大綱では、法人税率が23.4%に下げられるとともに、外形標準課税の外形基準は拡大する。付加価値割の税率は平成28年には1.2%に、資本割が0.5%に引き上げられる。所得割の税率については、法人税率同様3.6%にさらに低下している。

表1 法人事業税の所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大（%）

	平成16年 (2004年) 導入以前	平成16年度 (2004年) 導入当時	平成27年度 (2015年)	平成28年度～ (2016年～)
所得割	9.6	7.2	6.0	3.6 (4.8)
付加価値割		0.48	0.72	1.2 (0.96)
資本割		0.2	0.3	0.5 (0.4)

*平成28年度の（ ）の値は、平成27年度税制改正時の税率である。
平成28年度税制改正大綱 より作成。
出所：総務省

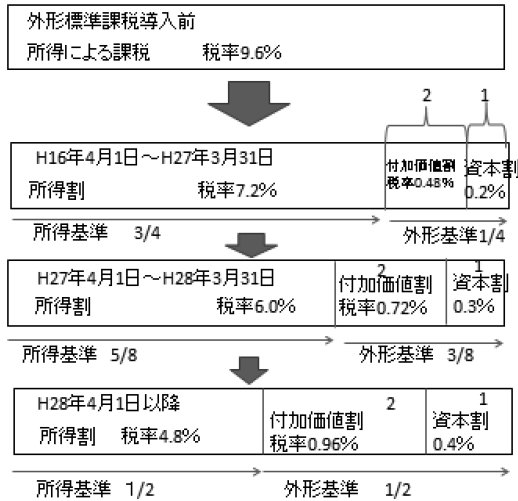


図3 外形標準課税の税率の推移

出所：『外形標準課税の実務と申告』大蔵財務協会より作成。

4. 外形標準課税の問題点と企業に及ぼす影響について

外形標準課税が導入される趣旨は、わが国の法人約260万社のうち約7割を占める法人が欠損法人であるため課税されない状況である。これが税負担の公平性に欠けると問題とされたことによる。赤字企業も事業活動を行うに当たり公共サービスから受益を得ているのであるから、受益に応じた税負担を求めることが税負担の公平であるという応益課税の考え方である。この考え方に基づき、約7割の法人が課税されない状況を改善し、受益と負担の明確化の観点から税負担を求めることが公平であるという点にあった。

しかし、外形標準課税の対象は資本金額が1億円超の大企業のみとされたため、1億円以下の法人は適用されない。国税庁の統計によると表2に示すように、平成25年度分の法人数は259万5,903社で、資本金階級別の構成比を見ると、資本金1,000万円以下の階級（85.3%）と資本金1,000万円超1億円以下の階級（13.8%）で全体の99.1%を占めている。外形標準課税の対象となる資本金額1億円超の法

人は、24,344社で日本の法人数全体の0.9%の企業でしかない。

税負担の公平性の観点から応益課税を重視し、外形標準課税を実施するならば、資本金1億円以下の企業も含めて全法人を対象としなければ公平性は達成されず、矛盾が生じるのではないだろうか。

欠損法人だけを問題にするのではなく、導入の趣旨を鑑み応益原則の考え方からすると、すべての法人を対象とするべきである。

表2 平成25年度資本金階級別法人数

区分	1000万円以下	1000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超	合計
法人数(社)	2,213,762	357,797	18,224	6,120	2,595,903
割合(%)	85.3	13.8	0.7	0.2	100%

出所：国税庁 会社標本調査 平成26年度版より作成。

また、別の側面からみると、応益課税の考え方をを用いる場合、外形基準で受益と負担の尺度とすることが適切であるのかという問題が生じる。事業規模に応じて税負担を求めため外形基準を課税標準としているが、従業員の給与や退職金などの付加価値に課税することが、行政サービスからの受益に対応する尺度として適切であるのだろうかという点である。また、すでに消費税が付加価値に課税されていることも考慮が必要である。

たとえば、接客サービス業などの労働集約型産業では、一般に従業員を多く雇用するため、賃金コストの割合が高くなる。これら人件費の高い業種では、課税標準に収益配当額として従業員の報酬給与額が含まれるため、付加価値割合が高くなり、このような特定の産業に税負担が重くなる可能性が出てくる。

表3に財務省の法人企業統計年報平成26年度を使用し業種別の付加価値率を示した。付加価値率は、売上高に占める付加価値額の割合を示している。

付加価値率の算出は、営業純益（営業利益－支払利息等）に人件費（役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費）、支払利息等、動産・不動産賃借料及び租税公課を加えて算出している。なお、全産業（金融業、保険業を含む）及び金融業、保険業については付加価値は算出していない。

付加価値率 = 付加価値額 × 100 / 売上高

付加価値額 = 営業純益（営業利益 - 支払利息等） + 役員給与 + 役員賞与
 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等
 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

表3は付加価値率の低い業種から並べている。各業種の平均売上高付加価値率は全産業で19.7%、最も低いのが卸売業の7.4%であり、最も高いのが飲食サービスの48.5%、次に宿泊業42.3%となっている。小売業は17.4%、製造業は18.9%、建設業は20.2%である。これら業種間での差は著しく大きいことがわかる。

表3 業種別 付加価値率 (%)

業種別 付加価値率(%)2014年									
全産業	卸売業	非鉄金属	木材・木製品	鉄鋼	水運業	小売業	パルプ・紙・紙加工品	自動車・同付属品	輸送用機械器具
19.7	7.4	13.9	14.2	14.8	15.0	17.4	17.2	17.9	18.2
製造業	化学	繊維	情報通信機械器具	非製造業	建設業	農林水産業	電気機械器具	印刷・同関連業	金属製品
18.9	19.7	20.9	19.5	20.0	20.2	20.6	21.0	25.3	26.6
情報通信業	運輸業、郵便業	不動産業	陸運業	鉱業、採石業、砂利採取業	宿泊業	飲食サービス業			
33.0	32.6	37.6	38.6	38.7	42.3	48.5			

出所：財務省の法人企業統計年報平成26年度年報より作成。

次に、法人企業統計年報平成26年度版を使用し、データの制約上、所得にかわり売上高経常利益率を見る。売上高経常利益率は、売上高に占める経常利益の割合である。

売上経常利益率 = 経常利益 × 100 / 売上高

表4も売上高経常利益率の低い業種から並べている。業種別の経常利益率の全産業平均は4.5%であり、鉱業、採石業、砂利採取業が最も高く、経常利益率32.3%、最も低いのが卸売業1.8%となっている。鉱業、採石業、砂利採取業では、

付加価値率38.7%、経常利益率32.3%と、いずれの値も高い値を示している。一方、卸売業は、付加価値率7.4%、経常利益率1.8%といずれも最も低い値を示している。しかし、付加価値率の最も高かった飲食サービス業を見ると、付加価値率は48.5%と高い数値である一方、経常利益率は2.3%と平均値を大きく下回っている。宿泊業も付加価値率は42.3%と高いが、経常利益率は1.8%と平均値を大きく下回っていることがわかる。

表 4
業種別 売上経常利益率(%)2014年

全産業	卸売業	宿泊業	木材・木製品	印刷・同関連業	小売業	飲食サービス業	パルプ・紙・紙加工品	繊維	水運業
4.5	1.8	1.8	1.9	1.9	2.3	2.3	2.8	3.2	3.7
建設業	非製造業	非鉄金属	運輸業、郵便業	金属製品	陸運業	鉄鋼	製造業	電気機械器具	情報通信機械器具
3.7	3.9	4.5	4.6	5.0	5.0	5.1	5.9	6.3	6.4
情報通信業	業務用機械器具	化学	輸送用機械器具	自動車・同付属品	不動産業	鉱業、採石業、砂採取業			
8.0	8.3	8.3	8.8	9.2	12.6	32.3			

出所：財務省の法人企業統計年報平成26年度年報より作成

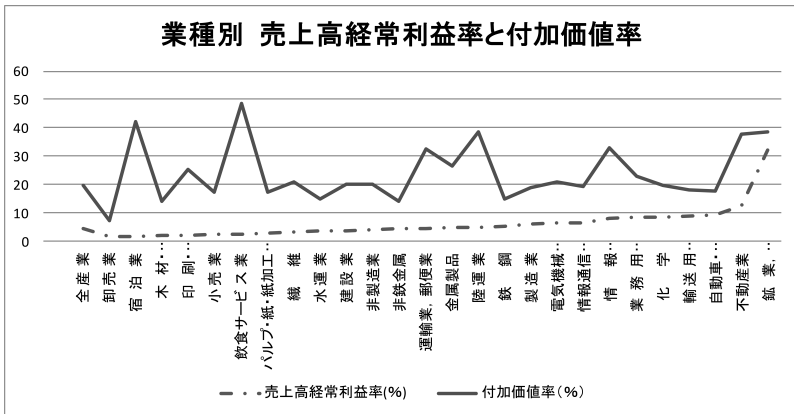


図 4

出所：財務省の法人企業統計年報平成26年度年報より作成

図4より業種別売上高経常利益率と付加価値率を比較するグラフを見ると、経常利益率と付加価値率は同様の動きをしておらず、業種間で大きな差があることがわかる。

外形標準課税は、課税標準の一定割合を、所得から外形基準へと移動させて課税している。そのため、利益率の低い企業が付加価値額の高い場合には、所得にのみ課税するよりも、外形基準の方が税負担は増加すると予想できる。

2016年（平成28年4月1日）以降では、課税標準を所得部分のうちの50%を外形基準として、付加価値割と資本割に変化させるため、特に労働集約型産業は、経営過程で急激に従業員数や給与を変更するなどの可能性が少ない外形基準を課税標準とする方が、所得のみに課税するより、地方自治体の税収変動は少なく、税収が安定すると予想できる。

企業の税負担の影響は、先の図3の法人事業税の外形標準課税の税率の推移をみると、2004年導入当時では、法人事業税の所得割の税率が、導入前の9.6%から7.2%に2.4%低下している。それに対し、所得税額の四分の一（25%）を外形基準として付加価値額及び資本等の金額を用い付加価値割税率0.48%と資本割0.2%で課税している。また、2015年には、所得割の税率は6.0%に低下するため、税率は1.2%の低下である。しかし、外形基準として付加価値額及び資本等の金額を用い、法人の事業税収の八分の三（37.5%）をこの外形基準により課税するため、付加価値割税率0.72と資本割0.3%で所得割の税率低下分1.2%に対応している。

外形標準課税が所得割の税率を下げていることから、所得割の税額の減少分と付加価値割、資本割の税額増加分とを比較し、前者が後者を上回れば、企業の税負担は減少することになる。

しかし、一般には、これまで外形基準で課税されていなかった利潤率の低い企業の税額が増加し、利潤率の高い企業の税額が外形基準に変わることによって減少すると予想される。また、欠損法人には法人税は課税されないが、事業税は外形標準課税により課税されることから、地方自治体の税収増加分は、赤字企業または利益率の低い企業が負担することになる。

古江・小島（2005）では、小売業の三越と不動産業の三菱地所の企業の税負担

担比較を、所得のみを課税標準とする場合と外形標準課税の場合とで1988年から1999年の10年間比較している。それによると、外形標準課税による税負担は全ての期間で増加している。三菱地所においては、バブル期に企業が高所得を達成した場合にのみ、外形標準課税の税負担額が所得課税の時に比較して低くなることを指摘している。外形標準課税は、従来の所得課税に比較して、企業が高い所得を得たときには、税負担が軽減できることになる。

外形標準課税を企業側から見れば、通常は増税を意味しており、利益が少ない企業は、所得に課税される場合に比較して、さらに増税額分が企業経営を圧迫することになる。そのため、利益の少ない企業では、付加価値を減少させる方向に動く可能性が予想できる。企業は、非正規雇用を増加させたり、賃金を削減して付加価値を減少させるなど、雇用における企業行動を故意にゆがめることも否定できない。税制度においても雇用安定控除の特例などの措置は設定されている。しかし、現在、政府は、企業に給与の値上げを要請しており、同時に外形基準で課税することは、企業側からすれば、いずれも負担が増加することである。

所得課税であれば、給与は会計上、費用経常できることから給与を増額して所得を減少させることにより税額を減らすことが可能である。そして、再び減税分を賃上げに対応することもできる。従業員の賃上げは従業員の労働意欲の向上にもつながり、従業員への企業利益の還元の意味合いからも受け入れられやすい。しかし、付加価値に課税される場合には、政府の要求とは逆行する企業行動が起こる可能性が予想される。

会計からみると外形標準課税の外形基準部分である付加価値割と資本割の税額は、損益計算書の販売費に経常できる税金である。この点は法人税とは異なり、その点からも、付加価値割と資本割は所得割の概念とは異なることがわかる。付加価値割は企業の事業規模すなわち企業の活動価値を示すとされ、課税所得ではない。企業は、外形基準を費用計上できたとしても、その外形基準に課税されるため、外形標準課税による増税分を埋めるという効果は薄く、人件費を削減して付加価値額を減少させ、増税に対応することを企業は選択する可能性があることが考えられる。

また、外形標準課税の増税を避けるために、課税対象にならないように資本金を1億円以下に縮小するなどの行動を企業がとる可能性も否定できない。

政府は、外形標準課税を「経済の活性化、経済構造改革の促進等の重要な意義を有する改革」としている。今後、外形標準課税が中小企業にも適用されるようになれば、応益課税の視点からは、広く薄く公平に課税がなされ税負担の公平性からは適切である。そして、地方財政からみれば、外形標準課税は、所得のみを課税標準とする場合に比較して、景気の影響を受けにくく税収の変動も抑えられることから、課税標準を所得から付加価値へ移すことは、税収増加と地方自治体の安定的な財源の確保という点においては優れていると言えるだろう。しかし、飲食サービス業や宿泊業、陸運業など人手の必要な産業や、高い所得を達成できない企業の場合には、企業努力のみで所得を増加させることができない事情もあり、増税の負担が過重になる可能性がある。政府の外形標準課税導入の趣旨である経済の活性化は、全法人数の約7割を占める欠損法人である弱小企業が淘汰される可能性があり、経済の活性化の趣旨に向かうのか、改善の余地があるのではないだろうか考える。

5. まとめ

地方税収の安定した財源確保の必要性和、地方税の応益課税の考え方から受益と負担の明確化により法人事業税の外形標準課税が平成16年4月1日から実施されることになった。ただし、赤字法人に対する課税については反対も強かったことから、妥協案がとられ、外形標準課税は資本金1億円超の法人企業のみが対象となった。導入の趣旨である税負担の公平性を達成するために、今後、中小企業にも適用されるようになれば、外形標準課税の問題が様々な形で生じる。国・地方を通じた法人税の実効税率は、平成26年34.62%、平成27年32.11%、平成28年29.97%と低下しており、企業には歓迎されている（総務省データ参照）。しかし、一方で外形標準課税の導入は、高い収益を計上する企業の他は、一般には増税になるため、利潤率の高い企業を優遇する税制になっている可能性がある。税負担の公平性の是正という導入の趣旨からは、問題が残ると考える。

注1 本稿は、2016年10月に韓国ソウルで行われた韓国地方財政学会での報告を加筆修正したものである。

参考文献

- 安部泰久（2004）「事業税外形標準課税に対する企業サイドの対応」税
第59巻3号p64－p70
- 恩田肇（2004）「外形標準課税制度の概要と導入までの経緯」税
第59巻3号p18－p27
- 加藤一郎（2001）「事業税とその問題点」高崎経済大学論集
第44巻第1号p17－p35
- 立岡健二郎（2015）「外形標準課税拡大をどう評価するか—応益性の定量的把握と分析
の試み」JRIレビュー 第7巻 26号p49－p72
- 戸谷裕之（2001）「事業税改革と地方消費税構想—二つの付加価値税—」橋本徹編『地
方税の理論と課題』税務経理協会
- 野中孝男（2004）「納税者側から見た外形標準課税導入後の留意点と要望」税
第59巻3号p72－p82
- 古江晋也・小島敏彦（2005）「外形標準課税の企業経営に与える影響についての研究」
日本経営診断学界論集 第5巻 p137－p148
- 山内和久（2015）『外形標準課税の実務と申告』大蔵財務協会 第3版
- 村田雅志・古里哲也（2004）「外形標準課税導入で変わる法人事業税負担」
UFJ総合研究所 調査レポート p1－p14
- 税制調査会 内閣府「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構
築に向けて—」平成14年11月19日
- <http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/141119a.html> 2016年8月27日アクセス
平成27年度税制改正の大綱 財務省
- http://www.soumu.go.jp/main_content/000332223.pdf 2016年8月27日アクセス
平成28年度税制改正について 総務省
- http://www.soumu.go.jp/main_content/000390795.pdf 016年8月27日アクセス
国税庁 調査標本
- <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2002/menu/02.htm>
2016年8月27日アクセス

国税庁企画課 平成27年度分「会社標本調査」

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/kaisha_hyohon/index.htm

2016年8月27日アクセス

財務省 法人税率の推移

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/082.htm

2017年11月1日アクセス

総務省 都道府県決算状況調 各年度版

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h19_todohuken.html

2016年8月27日アクセス

総務省 法人事業税における外形標準課税について

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/news/030724_1.html

2017年10月15日アクセス